

道路運送法及び貨物自動車運送事業法における 運行管理者、運転者及び車掌の業務(詳細)

令和4年度 第2回 自動運転車を用いた自動車運送事業における
輸送の安全確保等に関する検討会

運行計画

- ① 車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。
- ② 異常気象時等により輸送の安全確保に支障が生じるおそれがあるときは、乗務員に対し必要な指示を行う等の措置を講じること。
- ③ 運転者の過労防止等のため、勤務時間等の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させること。
- ④ 運転者が長距離又は夜間に運転する場合であって必要な場合には、あらかじめ交替運転者を配置すること。(一般乗合、一般貸切)
- ⑤ 運転基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指導をすること。(一般乗合)
- ⑥ 運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者に携行させること。(一般乗合)
- ⑦ 運行の主な経路における道路及び交通の状況を調査し、当該経路の状態に適する自動車を使用すること。(一般貸切)
- ⑧ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、保存をすること。(一般貸切)

点呼・運行指示

- (再掲) ② 異常気象時等により輸送の安全確保に支障が生じるおそれがあるときは、乗務員に対し必要な指示を行う等の措置を講じること。
- (再掲) ② 異常気象時等により輸送の安全確保に支障が生じるおそれがあるときは、乗務員に対し必要な指示を行う等の措置を講じること。
- (再掲) ⑤ 運転基準図を作成して営業所に備え、これにより運転者に対し適切な指導をすること。(一般乗合)
- (再掲) ⑥ 運行表を作成し、これを運転者に携行させること。(一般乗合)
- (再掲) ⑧ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、及びその保存をすること。(一般貸切)
- ⑨ 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
 - ⑩ 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運転やその補助ができないおそれがある乗務員を乗務させないこと。
 - ⑪ 運転者に対し点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録・保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること。
 - ⑫ 運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生じるおそれがあるときは、当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等必要な措置を講じること。

記録

- (再掲) ⑧ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、及びその保存をすること。(一般貸切)
- ⑬ 運転者ごとに乗務記録を付けさせ、その記録を保存すること。
 - ⑭ 事故が発生した場合には、乗務員の氏名、自動車登録番号等必要な事項を記録し、保存すること。

管理・指導・監督

- ⑮ 乗務員の休憩や仮眠に必要な施設を適切に管理すること。
- ⑯ 運行記録計による記録をしなければならない場合において、運行記録計の管理及び記録を保存し、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないこと。(一般乗合、一般貸切、一般乗用)
- ⑰ 運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- ⑱ 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- ⑲ 運転者に乗務員証を携行又は表示させ、乗務終了時には当該乗務員証を返還させ、保管すること。(一般乗用)
- ⑳ 乗務員に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項等について指導・監督を行うとともに、その記録及び保存を行うこと。
- ㉑ 運転者に適性診断を受けさせること。
- ㉒ 踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること。
- ㉓ 選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- ㉔ 法第25条ただし書の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。
- ㉕ 自動車事故報告規則第5条により定められた事故防止対策に基づき、運行の安全確保について従業員に対する指導及び監督を行うこと。

点検

- ① 道路運送車両法の規定に基づき、運行開始前に日常点検をし、又はその確認をすること。
- ② ⑩において、交替して乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

点呼・報告

- ③ 乗務前・乗務後に点呼を受け、必要な報告をすること。
- ④ 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑥ 運行表を携行すること。(一般乗合)
- ⑦ 夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者は、乗務の途中で点呼を受け、必要な報告をすること。(一般貸切)
- ⑧ 運行指示書を携行すること。(一般貸切)

運転

- (再掲) ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑨ 運行時刻前に発車しないこと、発車は車掌の合図によって行うこと等。(一般乗合、一般貸切、特定旅客(乗車定員11人以上))
- ⑩ 旅客の現在する事業用自動車の運行中に重大な故障を発見又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止すること。
- ⑪ 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ⑫ 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)
- ⑬ 乗降口の扉を閉じた後でなければ発車しないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)

旅客・非常時対応

- ⑭ 運行中断時や旅客が死傷したときは、事業者とともに、旅客の保護、旅客の運送の継続、死傷した旅客の保護等を他に優先して行うこと。
- ⑮ 旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序等に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講じることにより、運送の安全を確保し、秩序を維持するように努めなければならない。
- ⑯ 坂路において事業用自動車を離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- ⑰ 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- ⑱ 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客のワンマンバス)

通告・記録

- ⑲ 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、乗務中の自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- ⑳ 乗務記録を作成すること。

運転者に関する事項

- ㉑ 持込制限のある物品を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込まないこと。
- ㉒ 酒気を帯びて乗務しないこと。
- ㉓ 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙しないこと。
- ㉔ 旅客の現在する事業用自動車の走行中に、職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をしないこと。(一般乗合、一般貸切、特定旅客(乗車定員11人以上))
- ㉕ 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- ㉖ 車庫又は営業所へ回送しようとするとき等運送の引受けをすることができない場合には、回送板を掲出すること。(一般乗用)
- ㉗ 地方運輸局長が指定する地域内の営業所に属する運転者は、乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。(一般乗用)
- ㉘ 乗務中乗務員証を携行し、乗務を終了した場合には当該乗務員証を返還すること。(一般乗用)

運転の補助

- ① 運行時刻前に発車しないこと。
- ② 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
- ③ 事業用自動車を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。
- ④ 発車の合図は、旅客の安全及び事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。

非常時対応 旅客・

- ⑤ 運行中断時や旅客が死傷したときは、事業者とともに、旅客の保護、旅客の運送の継続、死傷した旅客の保護等を他に優先して行うこと。
- ⑥ 旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序等に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講じることにより、運送の安全を確保し、秩序を維持するように努めなければならない。
- ⑦ 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- ⑧ 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

車掌に関する事項

- ⑨ 持込制限のある物品を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込まないこと。
- ⑩ 酒気を帯びて乗務しないこと。
- ⑪ 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙しないこと。
- ⑫ 旅客の現在する事業用自動車の走行中に、職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をしないこと。
- ⑬ 業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

運行計画

- ① 運転者の過労防止等のため、勤務時間等の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させること。
- ② 運転者が長距離又は夜間に運転する場合であって必要な場合には、あらかじめ交替運転者を配置すること。
- ③ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、変更内容を記載させ、その保存をすること。
(宿泊を伴う運行等の場合)
- ④ 異常気象時等により輸送の安全確保に支障が生じるおそれがあるときは、乗務員に対し必要な指示を行う等の措置を講じること。

点呼・運行指示

- (再掲) ③ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、及びその保存をすること。
- (再掲) ④ 異常気象時等により輸送の安全確保に支障が生じるおそれがあるときは、乗務員に対し必要な指示を行う等の措置を講じること。
- (再掲) ⑥ 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等に安全な運転やその補助ができないおそれがある乗務員を乗務させないこと。
- ⑤ 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- ⑥ 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等に安全な運転やその補助ができないおそれがある乗務員を乗務させないこと。
- ⑦ 過積載の防止及び貨物の積載方法について、従業員に対する指導・監督を行うこと。
- ⑧ 運転者に対し点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録・保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること。

記録

- (再掲) ③ 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、変更内容を記載させ、その保存をすること。
- ⑨ 運転者ごとに乗務記録を付けさせ、その記録を保存すること。
- ⑩ 事故が発生した場合には、乗務員の氏名、自動車登録番号等必要な事項を記録し、及びその記録を保存すること。

管理・指導・監督

- (再掲) ⑦ 過積載の防止及び貨物の積載方法について、従業員に対する指導・監督を行うこと。
- ⑪ 運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- ⑫ 乗務員の休憩や仮眠に必要な施設を適切に管理すること。
- ⑬ 最高限度や通行禁止等の違反の防止について、運転者に対する指導・監督を行うこと。
- ⑭ 運行記録計による記録をしなければならない場合において、運行記録計の管理及び記録を保存し、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないこと。
- ⑮ 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- ⑯ 乗務員に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項等について指導・監督を行うとともに、その記録及び保存を行うこと。
- ⑰ 運転者に適性診断を受けさせること。
- ⑱ 選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑲ 自動車事故報告規則第5条により定められた事故防止対策に基づき、運行の安全確保について従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑳ 上記の他、乗務に関する基準の作成、指導・監督(特別積合せ貨物運送を行う者事業者のみ)
- ㉑ 運送事業者に対し事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項の助言を行うことができる。

※貨物自動車運輸事業輸送安全規則第16条及び第17条に基づき作成

運転操作に関する事項(青字)

運転操作以外の業務に関する事項(赤字)

日常点検

- ① 道路運送車両法の規定に基づき、運行開始前に日常点検をし、又はその確認をすること。
- ② ①において、交替して乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

報告・点呼

- ③ 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ④ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑤ 乗務前・途中・乗務後に点呼を受け、必要な報告をすること。
- ⑥ 運行指示書を携行し、変更が生じた場合には運行指示書に変更内容を記載すること。(宿泊を伴う運行等の場合)

積載の貨物

- ⑦ 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- ⑧ 偏荷重が生じないような貨物の積載や、落下防止のためのロープをかける等の措置を講じること。

非常時対応・運転

- (再掲) ⑤ 疾病、疲労、睡眠不足、天災等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
- ⑨ 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ⑩ 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やか列車に対し適切な防護措置をとること。

記録・通告

- ⑪ 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、乗務中の自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- ⑫ 乗務記録を作成すること。(一般貨物)

関する事項・運転者

- ⑬ 酒気を帯びて乗務しないこと。
- (再掲) ⑦ 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- (再掲) ⑧ 偏荷重が生じないような貨物の積載や、落下防止のためのロープをかける等の措置を講じること。